

富士市大規模災害の発生に備えたストーマ用装具保管事業について

人工こう門、人工ぼうこうを造設している方が地震などの災害時に自宅等が被災し、ストーマ用装具が持ち出せなくなった場合に備え、ストーマ用装具7日分を預かり、保管します。

対象者

市内在住のストーマ用装具を使用している方

保管対象物

ストーマ用装具7日分

申請方法

希望する方は、厚手で、密閉できる透明なビニール袋に入れたストーマ用装具を持参して、申請書兼同意書とともに障害福祉課に提出してください。
※ 申請書兼同意書は、障害福祉課窓口を用意しているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。

梱包の例



- ※ ストーマ用装具を入れるビニール袋は、申請者が用意してください。
- ※ お手元にあるストーマ用装具のうち、新しいもの(使用期限まで1年以上あるもの)を預けてください。
- ※ 写真どおりでなくても構いません。いざというときに使いやすいよう梱包してください。
- ※ できるだけコンパクトに梱包してください。
- ※ 梱包の状態、サイズ等によってはお預かりできない場合があります。

保管期間

1年間

- ※ 初めて保管する場合（保管期間満了後、新たに申請する場合を含む。）で、その始期が8月31日までの場合にあつては、次の9月30日まで。
- ※ 更新期間（毎年度9月）前に、市から更新の通知を送付します。
- ※ 希望者は、更新期間にストーマ用装具の更新を行ってください。
- ※ 保管満了期間を過ぎても更新（引き取り）に來られない場合には、保管しているストーマ用装具を処分させていただきます。
- ※ 市はストーマ用装具の品質管理などの責は負いません。

大規模災害時の返却場所

原則として、富士市役所（富士市永田町一丁目100番地）

災害時の安心のために

大規模災害時に、より安心してストーマ用装具を使用するために、次の項目を参考にしてください。

- 通常時から非常時持出用のストーマ用装具を用意しておく。（携帯用のバッグ等に入れておく。）
- 自宅や市役所だけでなく、ストーマ用装具を保管できる場所の確保に努める。（プライバシー等の問題をクリアできる場合は知人、親戚宅等）
- ストーマ用装具の製品名やサイズ、販売店の連絡先等をメモし、携帯する。
 - ※ ストーマ手帳・ストーマノート等をお持ちの方は、それを活用する。

令和4年9月版

富士市福祉部障害福祉課

〒417-8601 富士市永田町一丁目100番地

TEL. 0545-55-2911 / FAX. 0545-53-0151 Email. fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp